

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

公安委員会

○宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第9号

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 7月24日

宮城県公安委員長 猪俣 好正

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県警察組織規則(昭和37年宮城県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項の表中

警 備 部	警 備 課
外 事	外 事 課

を

警 備 部	警 備 課
外 事	外 事 課
サ ミ ッ ト 対 策 課	サ ミ ッ ト 対 策 課

に改

める。

第9条外事課の項の次に次の1項を加える。

サミット対策課

- 伊勢志摩サミットに合わせて開催される財務相・中央銀行総裁会議に伴う警備、交通等の諸対策に係る総合的な企画、調査、調整及び実施に関すること。
- 伊勢志摩サミットに合わせて開催される財務相・中央銀行総裁会議に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- その他警備部長の命ずること。

附 則

この規則は、平成27年8月3日から施行する。